

介護予防支援等重要事項説明書

(令和8年6月1日 現在)

1. 事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話：03-5724-8030 月～土曜日 午前 8時30分～午後5時00分

※日曜、国民の祝日（振替休日を含む）12月29日～1月3日は休業

2. 目黒区東部包括支援センター(指定介護予防支援事業者)の概要

(1) 目黒区東部包括支援センター(指定介護予防支援事業者)のサービス提供地域等

事業所名	目黒区東部包括支援センター
所在地	東京都目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎1階
電話・FAX	TEL 03-5724-8030 FAX 03-3715-1076
指定介護予防支援事業者番号	1301000079
サービスを提供する地域	(全て目黒区) 上目黒1丁目(2番から5番、23番から26番)、上目黒2丁目(1番から45番)、上目黒3丁目(4番から5番) 三田全域、目黒1丁目から3丁目、中目黒1丁目から4丁目、中目黒5丁目(1番から7番、22番から23番)、下目黒全域、目黒本町1丁目

(2) 同事業所の職員体制(兼務有)

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名	0名	地域包括支援センター統括 等	1名
主任介護支援専門員	1名以上	0名	相談援助業務、ケアプラン作成、地域介護支援専門員統括 等	1名以上
保健師又は看護師	1名以上	0名	相談援助業務、ケアプラン作成、介護予防事業企画運営 等	1名以上
社会福祉士	1名以上	1名	相談援助業務、高齢者の権利擁護、ケアプラン作成、認知症事業の企画運営 等	1名以上
介護支援専門員	1名以上	0名	相談援助業務、ケアプラン作成 等	1名以上

※管理者兼務

(3) 営業時間 月～土曜日 午前8時30分から午後5時まで

※日曜、国民の祝日（振替休日を含む）12月29日～1月3日は休業

3. 利用料金

(1) 利用料

要支援認定又は事業対象者認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

・介護予防サービス計画費	1か月あたり	5,038円
・介護予防ケアマネジメントA	1か月あたり	5,038円
・介護予防ケアマネジメントC	利用開始時	5,038円

なお、利用者の状況により、以下の加算が算定される場合があります。

・初回加算	* 1	3,420円
・委託連携加算	* 2	3,420円
・介護職員等処遇改善加算(介護予防支援)		2.1%
・高齢者虐待防止措置未実施減産(所定単位数の1.0%を減算)		

* 1 新規に介護予防サービス・支援計画を作成して介護予防支援を提供した場合の加算

* 2 指定居宅介護支援事業所に委託した際、利用者の必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、計画作成などに協力をした場合の加算

* 3 介護職員等処遇改善加算 当センターが実施する介護予防支援については、国が定める基準に基づき、介護予防支援費に対して「2.1%加算」が適用される場合があります。本加算は、介護予防支援の質の向上や体制整備を目的として設けられているもので、算定要件を満たした場合に限り適切に請求いたします。

(2) 交通費

前記2の(1)の通常のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域に、担当職員がお訪ねする場合は、交通費の実費が必要です。

(3) 解約料 ご利用者はいつでも契約を解約することができます、一切解約料はかかりません。

4. 介護予防支援等の利用方法

(1) 介護予防支援等利用の開始

まずは、東部包括支援センターにご相談ください。東部包括支援センター職員、委託事業者の職員がお伺いします。契約を締結した後、介護予防支援等の提供を開始します。

(2) 介護予防支援等の終了

①介護予防支援等を終了する場合

ご利用者の都合で文書等でお申し出により、いつでも解約できます。その他、当事業所が指定居宅介護事業の指定を取り消されたとき、人員及び、運営に関する基準に違反し委託業務を適切に行うことが困難であると認められるとき、不正なマネジメントを行う等本契約に基づく指示に違反し、その違反によりこの目的を達成する事が出来ないと認められたとき。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に介護予防支援等を終了いたします。

- ・ご利用者が介護予防支援等を必要としない施設に入所又はサービス利用を開始された場合
- ・介護予防支援等を受けていたご利用者が要介護・要支援認定区分において、要介護または自立と認定された場合(事業対象者としてサービスを受けていたご利用者の場合は、要介護と認定され、介護給付サービスの利用を始めたとき)
- ・基本チェックリストにおいて、事業対象者と認められない場合
- ・ご利用者が当事業所の管轄地域から転居された場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

③その他

ご利用者やご家族などが、当事業者や当事業者の担当職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合及び人員不足、やむをえない事情等文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただくことがあります。

5. 当事業者の特徴等

(1) 運営の方針

奉優会では、顧客満足を得ることや、潜在的な利用者ニーズを社会のシステムとして具体化し、社会のニーズや「夢」を実現することを通して、広く社会に貢献していくことが必要であると考えます。そのためには社会の新しいニーズ(ソーシャル・ニーズ)を見つけ出し、それに対応する力(ソーシャルワーカーズ・アビリティ)を磨き、社会貢献を通じて法人の社会的責任を担う(ソーシャルレスポンスビリティ)これらの3点を融合させながら、社会全体のニーズを満たすことのできる法人を目指していきます。

センターは、ご利用者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう利用者の立場にたって支援を行います。

1. センターはご利用者が出来る限り要介護にならないよう「介護予防サービス」が適切に確保できるようその調整に努めます。
2. センターはご利用者が要介護状態になってもご利用者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ間なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努めます。

6. 秘密の保持

担当職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく使用しません。この守秘義務は契約終了後及び退職後も同様です。

事業者はご利用者及びそのご家族に関する個人情報について、サービスを円滑に提供するために実施される指定介護予防サービス事業者等との連絡調整、サービス担当者会議等において必要な場合、ご利用者及びご家族の同意をいただいたうえで、必要最小限の範囲内で使用します。提供にあたっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。但し高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律124号)に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

7. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、ご利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合は、速やかに目黒区とご利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、介護予防支援等の提供にあたり、事業者の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

*天変地異による自然災害、感染症の流行及び蔓延予防の為、契約を継続し難い事由がある場合は、保険者の意向を鑑みて、文書もしくは通信手段等を利用してご連絡致します。公共インフラ等が損害を受け、麻痺している場合復旧後にご連絡致します。

8. 利用者の入院時の対応依頼

担当職員は、介護予防支援の開始に際し、あらかじめご利用者又はそのご家族に対し、ご利用者が病院又は診療所に入院が生じた場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、当該病院又は診療所には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

9. 第三者評価は行っていない。

10. 虐待防止に関する事項

(1) 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 事業所において、従業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施すること。
- ④ 本項に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者及び養護者(ご利用者のご家族等ご利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区に通報するものとする。

11. 事業継続計画に関する事項

業務継続計画(BCP)の策定にあつて、感染症や災害が発生した場合でも、ご利用者が継続して指定居宅介護支援の提供が受けられるよう業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

12. 衛生管理に関する事項

事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

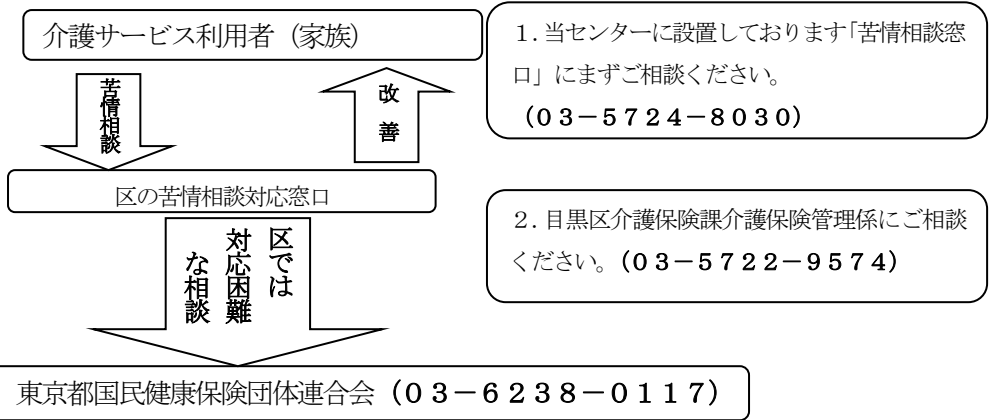
- ① 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)概ね6か月に1回以上開催するときにも、その結果について職員に周知の徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- ③ 職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

13. サービス内容に関する苦情

当事業所、当法人、その他、区や国保連に設置された苦情相談窓口にご相談ください。

苦情相談対応窓口の名称・連絡先・対応時間	事業所の苦情相談対応窓口	名称	目黒区東部包括支援センター
		連絡先	TEL 03-5724-8030 FAX 03-3715-1076
		対応時間	午前8時30分～午後5時(月曜日から土曜日) 日曜・国民の祝日振替休日含む12/29～1/3は休業
	区の苦情相談対応窓口	名称	目黒区介護保険課介護保険管理係
		連絡先	TEL: 03-5722-9574 午前9時～午後5時まで(土日祝除く)
		連絡先	TEL: 03-6238-0177 午前9時～午後5時まで(土日祝除く)

サービス内容に関する苦情の流れ



14. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 奉優会	
代表者役職・氏名	理事長 香取 寛	
本部所在地・電話番号	東京都世田谷区駒沢1丁目4番15号真井ビル5階 TEL 03-5712-3770	
定款の目的に定めた事業内容	特別養護老人ホーム	ケアハウス
	一般型通所介護	認知症対応型通所介護
	高齢者福祉センター	地域ケアプラザ
	訪問介護	居宅介護支援事業
	地域包括支援センター	認知症対応型共同生活介護
	小規模多機能型居宅介護	子育て援助活動支援事業
	複合型サービス福祉事業経営	生活困窮者に対する相談支援

令和 年 月 日

当事業所は介護予防支援等の提供開始にあたり、ご利用者に対して、本書面を交付し、重要な事項を説明しました。

(事業者) 所在地 東京都世田谷区駒沢1丁目4番15号真井ビル5階

事業者名 社会福祉法人 奉優会

代表者 理事長 香取 寛 印

(事業所) 所在地 東京都目黒区上目黒2丁目19番15号 目黒区総合庁舎1階

事業者名 目黒区東部包括支援センター

担当者

私は、本書面を受領し、事業所から介護予防支援等についての重要事項説明を受け、同意いたしました。

ご利用者 <住所> _____

<氏名> _____

(代理人・ご家族・その他)

<ご利用者との関係> _____

<住所> _____

<氏名> _____